

②米の需給安定・経営安定のための施策

米の需給安定・米生産者の経営安定に関する主要な政策ツール

- 米の需要が減少する中、需要に応じた主食用米の作付けを行うとともに、麦、大豆等の本作化を進める。
- また、産地において、あらかじめ積立てを行い、自主的に需給の安定に向けて、長期計画的な販売や海外用など主食用米の他用途への販売を行う取組に対しても支援。
- 米価の変動等による収入減少については、収入保険又は収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）で対応。

○ 水田活用の直接支払交付金

食料自給率・自給力の向上に資する麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化とともに、地域の特色を活かした魅力的な産地づくり、畑地化による高収益作物等の定着等を支援します。

1. 戦略作物助成 水田を活用して、麦、大豆、飼料作物等の作物を生産する農業者を支援
2. 産地交付金 地域の作物振興の設計図となる「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援
3. 都道府県連携型助成 都道府県が転換拡大に取り組む生産者を独自に支援する場合に、国が追加的に支援
4. 畑地化促進助成 水田の畑地化や畑地化後の畑作物の定着までの一定期間の支援のほか、農地利用の団地化等に向けた関係者間の調整や種子の確保、土地改良区の地区除外決済金等を支援

○ 米穀周年供給・需要拡大支援事業

業務用米・新市場開拓用米等の安定取引を拡大するために必要な取組等を支援します。

また、産地において、あらかじめ生産者等が積立てを行い、以下の取組を実施する場合に支援します（値引きや価格差補填のための費用は支援の対象外）。

1. 周年安定供給のための長期計画的な販売の取組 主食用米を翌年から翌々年以降に長期計画的に販売する取組（播種前契約、複数年契約の場合は、追加的に支援）
2. 海外向けの販売促進等の取組 主食用米を海外向けに販売する際の商品開発、販売促進等の取組
3. 業務用向け等の販売促進等の取組 主食用米を業務用向け等に販売する際の商品開発、販売促進等の取組
4. 非主食用への販売の取組 主食用米を非主食用へ販売する取組

○ 収入減少のためのセーフティネット

収入保険（青色申告者が対象） 米をはじめ、全ての農産物を対象に、自然災害や価格低下のほか、農業者の経営努力では避けられない様々なリスクによる収入減少を補償します。

農業者ごとに、保険期間の収入が基準収入の9割を下回った場合に、下回った額の9割を上限に補てんします。

農業者は、保険料・積立金等を支払って加入します（保険料の50%、積立金の75%を国庫補助）。

ナラシ対策（認定農業者等が対象） 当年産の販売収入の合計が標準的収入額を下回った場合に、その差額の9割を、国からの交付金と農業者が積みたた積立金で補てんします。補てんの財源は、農業者と国が1対3の割合で負担します。

令和8年産水田活用予算の全体像

○ 令和8年度当初予算と令和7年度補正予算を合わせ、令和8年産における作付転換支援や畑地化に対応可能な予算総額を確保。

令和7年度補正予算

令和8年度当初予算（概算決定）

畑地化支援

④ 畑地化促進事業

（畑地化の取組等への支援）

195億円【R7補正】

畑作物産地形成

③ 畑作物産地形成促進事業

135億円【R7補正】

<対象作物> 麦・大豆、高収益作物（野菜等）、
子実用とうもろこし

麦大豆

⑤ 国産小麦・大豆供給力強化総合対策 50億円【R7補正】 + 0.4億円【R8当初】

① 水田活用の直接支払交付金

2,612億円【R8当初】

② コメ新市場開拓等促進事業 140億円【R8当初】

<対象作物> 新市場開拓用米（輸出用米等）、加工用米、米粉用米、酒造好適米

<関連予算>

・乾燥調製施設等の導入、ストックセンターの整備等
617億円の内数（新基本計画実装・農業構造転換支援事業）、
80億円の内数（産地生産基盤パワーアップ事業）【R7補正】
+ 217億円（新基本計画実装・農業構造転換支援事業）、
120億円（強い農業づくり総合支援交付金）【R8当初】

・米粉の利用拡大支援 20億円（米粉需要創出・利用促進対策事業）【R7補正】

・国産飼料の生産・利用拡大
154億円（所要額）【R7補正】 + 18億円の内数【R8当初】
（国産飼料生産・利用拡大緊急対策、飼料備蓄・増産流通合理化事業）

・機械・施設等の導入支援

617億円の内数（新基本計画実装・農業構造転換支援事業）、
80億円の内数（産地生産基盤パワーアップ事業）【R7補正】
+ 217億円の内数（新基本計画実装・農業構造転換支援事業）、
120億円の内数（強い農業づくり総合支援交付金）【R8当初】

・汎用化・畑地化等に向けた基盤整備

2,265億円の内数【R7補正】 + 3,596億円の内数【R8当初】（農業農村整備事業等）

・中山間地域等に対する支援 30億円の内数【R7補正】 + 70億円の内数【R8当初】
（農山漁村振興交付金等）

令和8年産における水田活用予算の見直しの主な変更点

【令和7年産】

水田活用の直接支払交付金【R7当初】

- 戦略作物助成、産地交付金など
 - ・飼料用米（多収品種）/米粉用米への数量払
：標準単価8.0万円（収量に応じて5.5～10.5万円/10a）
 - ・飼料用米（一般品種）への数量払
：標準単価7.0万円（収量に応じて5.5～8.5万円/10a）
 - ・新市場開拓用米の複数年契約※：1万円/10a
※ コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象 など
- 畑地化促進助成 ※①～③はR6補正予算「畑地化促進事業」と同じ趣旨
 - ①畑地化支援 ②定着促進支援
 - ③産地づくり体制構築等支援 ④子実用とうもろこし支援

畑地化促進事業【R6補正】

- 畑地化支援：10.5万円/10a
- 定着促進支援：2.0(3.0※)万円/10a×5年間 ※加工・業務用野菜等
- 産地づくり体制構築等支援
 - ①産地づくりに向けた体制構築支援：1協議会あたり上限300万円
 - ②土地改良区決済金等支援：上限25万円/10a

畑作物産地形成促進事業【R6補正】

- ・対象作物：麦、大豆、高収益作物、子実用とうもろこし
- ・支援単価：4万円/10a（R8年に畑地化する場合は4.5万円/10a）

コメ新市場開拓等促進事業【R7当初】

- ・対象作物：①新市場開拓用米、②加工用米、③米粉用米（パン・麺専用品種）
- ・支援単価：①4万円/10a、②3万円/10a、③9万円/10a

【令和8年産】

水田活用の直接支払交付金【R8当初】

- 戦略作物助成、産地交付金など
 - ・飼料用米（多収品種）/米粉用米への数量払
：標準単価8.0万円（収量に応じて5.5～10.5万円/10a）
 - ・飼料用米（一般品種）への数量払
：標準単価6.5万円（収量に応じて5.5～7.5万円/10a）
 - ・新市場開拓用米の複数年契約※：1万円/10a
※ コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象 など
- 畑地化促進助成 ※①～③はR7補正予算「畑地化促進事業」と同じ趣旨
 - ①畑地化支援 ②定着促進支援
 - ③産地づくり体制構築等支援 ④子実用とうもろこし支援

畑地化促進事業【R7補正】

- 畑地化支援：7.0万円/10a
- 定着促進支援：2.0(3.0※)万円/10a×5年間 ※加工・業務用野菜等
- 産地づくり体制構築等支援
 - ①産地づくりに向けた体制構築支援：1協議会あたり上限300万円
 - ②土地改良区決済金等支援：上限25万円/10a

畑作物産地形成促進事業【R7補正】

- ・対象作物：麦、大豆、高収益作物、子実用とうもろこし
- ・支援単価：4万円/10a

コメ新市場開拓等促進事業【R8当初】

- ・対象作物：①新市場開拓用米、②加工用米、③米粉用米（パン・麺専用品種の限定を外し、対象品種を拡大）、④酒造好適米
- ・支援単価：①4万円/10a※、②3万円/10a※、③9万円/10a※、④取組年数に応じて最大3万円/10a（1年あたり1万円×最大3年間）
※ 多収品種を作付けする場合は0.5万円/10aを加算
- ・その他：取組メニューに「高温耐性品種の作付け」を追加

○ 水田活用の直接支払交付金等

令和8年度予算概算決定額 275,200百万円（前年度 287,000百万円）

<対策のポイント>

食料自給率・自給力の向上に資する**麦、大豆、米粉用米等の戦略作物の本作化**とともに、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくり、産地と実需者との連携に基づいた生産性向上等の取組、畑地化による高収益作物等の定着等**を支援します。

<政策目標>

- 麦・大豆の作付面積を拡大（麦29.4万ha、大豆16万ha [令和5年度] → 麦32.8万ha、大豆17万ha [令和12年度まで]）
- 米（加工用米・新規需要米を含む）の増産（米の生産量791万t [令和5年度] → 818万t [令和12年度まで]）
- 実需者との結びつきの下で、需要に応じた生産を行う産地の育成・強化

<事業の内容>

1. 戦略作物助成

水田を活用して、**麦、大豆、飼料作物、加工用米、WCS用稲、飼料用米、米粉用米**を生産する農業者を支援します。

2. 産地交付金

「水田収益力強化ビジョン」に基づく、地域の特色をいかした**魅力的な産地づくりに向けた取組**を支援します。

3. 都道府県連携型助成

都道府県が**転換作物を生産する農業者を独自に支援**する場合に、農業者ごとの前年度からの転換拡大面積に応じて、都道府県の支援単価と同額（上限：0.5万円/10a）で**国が追加的に支援**します。

4. 畑地化促進助成

水田を畑として利用し、**高収益作物やその他の畑作物の定着等**を図る取組等を支援します。

5. コメ新市場開拓等促進事業 14,000百万円（前年度 11,000百万円）

産地と実需者との連携の下、酒造好適米・新市場開拓用米等の生産性向上等に取り組む農業者を支援します。*7

*7 予算の範囲内で、助成対象となる地域農業再生協議会を決定

<事業イメージ>

戦略作物助成

対象作物	交付単価
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a*1
加工用米	2万円/10a
WCS用稲	8万円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円~10.5万円/10a*2

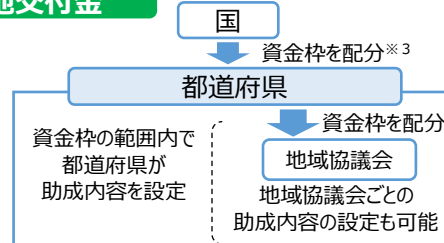
*1：多年生牧草について、収穫のみを行う年は1万円/10a

*2：飼料用米の一般品種について、標準単価6.5万円/10a（5.5~7.5万円/10a）

<交付対象水田>

- ・ たん水設備（畦畔等）や用水路等を有しない農地は交付対象外。
- ・ 5年水張りルールについては、令和7年・8年の対応として、水稲を作付け可能な田について、連作障害を回避する取組を行った場合、水張りしなくても交付対象とする。

産地交付金



○ 当年産の以下の取組に応じて資金枠を追加配分

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作のみ）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約*4（3年以上の新規契約を対象に令和8年度に配分）	1万円/10a

*3：作付転換の実績や計画等に基づき配分

*4：コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

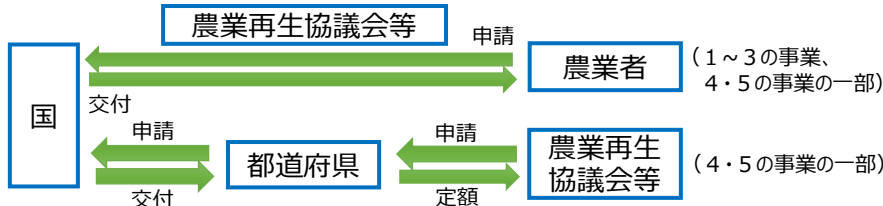
畑地化促進助成（令和7年度補正予算と併せて実施）

- ① 畑地化支援*5：7万円/10a
- ② 定着促進支援*5（①とセット）：2万円（3万円*6）/10a×5年間 ※5：対象作物は麦、大豆、飼料作物（牧草等）、子実用とうもろこし、または10万円（15万円*6）/10a（一括） ※6：加工業務用野菜等の場合
- ③ 産地づくり体制構築等支援
- ④ 子実用とうもろこし支援（1万円/10a）

【お問い合わせ先】農産局企画課（03-3597-0191）

<事業の流れ>

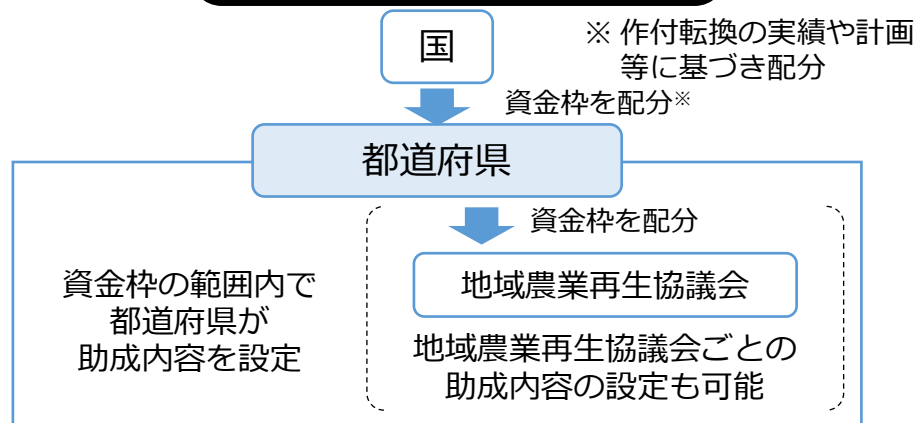
営農計画書・交付申請書等の取りまとめ



産地交付金の活用による戦略作物の本作化

- 現行の産地交付金は、都道府県や地域農業再生協議会が策定する「水田収益力強化ビジョン」に基づき、地域の特色を活かした魅力的な産地づくりに向けた取組を支援。
- 各都道府県においては、国から配分される資金枠の範囲内で助成内容（対象作物・単価等）を設定。
- 本交付金の活用により、産地では、地域課題に応じて生産性の向上や担い手の確保などの支援を設定し、効果的な取組を実施しているところも見られる。

産地交付金の配分イメージ



メリハリをつけた支援単価の設定

- 非主食用米の取組を維持・拡大に向け、**県設定単価を見直し**する事例も存在

N県協議会の例

令和6年産	
①加工用米	0.6万円/10a
②新市場開拓用米	0.6万円/10a
③高収益作物	2.5万円/10a
④WCS用稲	0.5万円/10a



令和7年産	
①加工用米	1.0万円/10a
②新市場開拓用米	1.0万円/10a
③米粉用米	1.0万円/10a
④WCS用稲	0.5万円/10a

令和6年産以降の飼料用米（一般品種）への支援について

○ 令和6年産以降は、一般品種については、

①従来、主食用米の需給緩和局面において、緊急的な作付転換の手段の役割を果たしてきたことを踏まえ、引き続き支援対象にするものの、

②多収品種による作付転換を推進するため、令和6年産～8年産にかけて支援水準を段階的に引き下げることをとする。

	令和6年産	令和7年産	令和8年産
一般品種	<ul style="list-style-type: none">数量に応じて、 5.5～9.5万円/10a (標準単価 7.5万円/10a) <p>or</p> <ul style="list-style-type: none">単価7.5万円/10a	<ul style="list-style-type: none">数量に応じて、 5.5～8.5万円/10a (標準単価 7.0万円/10a) <p>or</p> <ul style="list-style-type: none">単価7.0万円/10a	<ul style="list-style-type: none">数量に応じて、 5.5～7.5万円/10a (標準単価 6.5万円/10a) <p>or</p> <ul style="list-style-type: none">単価6.5万円/10a

※多収品種については数量に応じて5.5～10.5万円/10a（従来どおりの単価）

※一般品種の交付単価については数量払いが基本となるが、一括管理方式による出荷を選択した場合は、交付単価を数量払いとするか、面積払いとするかを地域農業再生協議会単位で選択することが可能。

適切な生産の徹底及び生産性向上に資する取組の強化（飼料作物・WCS用稲）

- 水田活用の直接支払交付金においては、適切な生産を徹底するため、品目ごとに基準を設定し、適切な生産が行われていない可能性が高い場合には、交付金の交付を行わないこととしているところ。
- しかしながら、**飼料作物及びWCS用稲**については要綱上、適切な生産が行われていない可能性が高いと判断する**基準が明確でないため、捨てづくりを防止する観点から、令和7年産から、自然災害等の場合を除き、基準単収の1/2に満たない場合、交付金を支払わないこととする。**

対象品目	適切な生産が行われていない可能性が高いと判断する基準
飼料用米 米粉用米	<u>標準単収値から150kg/10aを減じた値に満たない場合</u> に交付対象外（H26～）
加工用米 新市場開拓用米	<u>当初契約数量の8割に満たない場合</u> に交付対象外（H24～）
麦・大豆	<u>基準単収値の2分の1に満たない場合</u> に交付対象外（R6～）
飼料作物 WCS用稲	<u>基準単収等と比較して明らかに収量が低いと判断する場合</u> に交付対象外 <div style="margin-left: 20px;"> <p>↳ 捨てづくりを防止する観点から、 令和7年産から、自然災害等の場合を除き、 基準単収[※]の1/2に満たない場合、交付金を支払わない。</p> </div>

※会計検査院からの指摘を受け、令和6年産より県農業再生協議会等において設定

水田活用の直接支払交付金に係る会計検査院からの指摘事項等について

- 水田活用の直接支払交付金については、会計検査院による令和5年度会計検査の対象となっており、令和4年秋以降、各道府県の再生協議会等に対して実地検査が行われてきたところ。これらの実地検査を踏まえ、昨年10月23日に農林水産大臣宛て処置要求が発出・公表されたところ。

会計検査院からの指摘事項	左記を踏まえた処置要求
ア 実質的に水稲の作付けが困難な農地に交付金が交付されていた事例があった	ア 水稲作付けに当たり撤去が困難な園芸施設が設置等されているなどの場合に、実質的に水稲の作付けを行うことが困難な農地であるかどうかを判断できるように基準を定めること
イ 実績報告書において、自家利用の飼料作物等に係る収量の確認ができていない事例があった	イ 自家利用の飼料作物等について収量が確認できる書類等を提出し又は保管させるなどして収量を把握できるようにして、収量の妥当性を確認できるようにすること
ウ 収量確認が適切に実施されていない事例があった	ウ 飼料作物、WCS等の対象作物について、協議会等における基準単収や平均単収の設定などにより、定量的な収量確認を行うことができるようにすること
エ 収量低下理由書の確認や地方農政局等による改善指導が十分に機能していない事例があった	エ 収量低下理由書の確認方法や地方農政局長等による改善指導の仕組みが十分に機能することにしたり、現行制度の運用の見直しを検討したりして、対象作物の収量増加に向けた改善が図られやすくなるような方策を講ずること

会計検査院からの処置要求に対する対応方針

○ 会計検査院からの改善の処置要求への対応として、昨年11月より今後の対応について全国会議等の場において説明をすることなどにより、関係者に対する周知徹底を図るとともに、本年4月に通知を改正し、同交付金の適切な運用を推進。

会計検査院からの処置要求	処置要求に対する当省の対応方針
<p>ア 水稲作付けに当たり撤去が困難な園芸施設が設置等されているなどの場合に、実質的に水稲の作付けを行うことが困難な農地であるかどうかを判断できるように基準を定めること</p>	<p>ア <u>交付対象水田に、国等の補助金により処分制限期間内のガラスハウス等が設置されている場合は、交付対象水田から除外するといった基準を通知に記載</u></p>
<p>イ 自家利用の飼料作物等について収量が確認できる書類等を提出し又は保管させるなどして収量を把握できるようにして、収量の妥当性を確認できるようにすること</p>	<p>イ <u>自家利用の飼料作物等については、収量の妥当性を確認できるよう、収量(簡易的な推計も可)や、農業者が有する給餌記録、放牧の記録等を農業者自ら保管し、必要に応じて協議会へ提出するよう通知に記載</u></p>
<p>ウ 飼料作物、WCS等の対象作物について、協議会等における基準単収や平均単収の設定などにより、定量的な収量確認を行うことができるようにすること</p>	<p>ウ <u>飼料作物、WCS等について、収量確認の目安となるよう、農林水産統計や各県が収集しているデータ等を活用し、都道府県協議会が地域毎の基準単収又は平均単収を設定するよう通知を見直し</u></p>
<p>エ 収量低下理由書の確認方法や地方農政局長等による改善指導の仕組みが十分に機能することにしたり、現行制度の運用の見直しを検討したりして、対象作物の収量増加に向けた改善が図られやすくなるような方策を講ずること</p>	<p>エ <u>連続して収量低下理由書が提出された者への地方農政局長等による改善指導を徹底するとともに、改善指導の内容が実行されていなかった場合は、交付対象外とすることを通知に明記</u></p>

水田活用の直接支払交付金（牧草の播種）に係る会計検査院からの指摘事項等について

- 水田活用の直接支払交付金（牧草の播種）について、令和7年度会計検査の対象となっており、北海道・東北において農業再生協議会に対して実地検査が行われてきたところ。
- 当該検査を踏まえ、同交付金に対して、令和7年度会計検査の処置要求が行われ、当省としては、以下のとおり適切に対応する方針。

【会検からの指摘事項（抜粋）】

（改善を必要とする事態）
水活交付金事業について、同一ほ場に対して2年連続で多年生牧草を播種する際に、協議会において播種の妥当性の確認を全く行うことなく播種有り単価を適用している事態は適切ではなく、改善を図る必要があると認められる。

（会計検査院による改善の処置要求）
ア 同一ほ場に対して2年連続で多年生牧草を播種する交付対象農業者に播種有り単価を適用する場合には、協議会において交付申請書を確認する際等に播種の妥当性を確認することを実施要綱に明記すること。また、播種の妥当性を協議会において確認できるようにするための具体的な方法等を実施要綱等において定めること

イ アを踏まえて、播種の妥当性の確認に必要となる具体的な方法等を協議会に対して検討して定めるよう指導するとともに、その具体的な方法等の整備状況を確認し、その結果を踏まえて協議会に対して改善に向けた指導等を行うこととする

【当省の対応方針】

アについて

- ① 実施要綱において、2年目連続播種の妥当性の確認が必要である旨を規定。
- ② 通知及びQAにより地域再生協議会が妥当性を判断する際の具体的な確認項目について例示・周知。

イについて

- ① QA等に基づき妥当性の判断・確認のために必要となる具体的な方法を協議会で検討し定めるよう、指導。
- ② 各協議会がQA等に示した趣旨に沿った形で設定しているのかについて、各農政局が確認する。

〔多年生牧草の「播種有り単価」とは「播種から収穫までを行う場合の単価（3.5万円/10a）」を、また、「播種無し単価」とは「播種をせずに収穫のみを行う場合の単価（1万円/10a）」として会検で定義。〕